

■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧【児】※18歳未満

	制度の種類		対 象 要 件																お問い合わせ 窓口及び利用手続	掲載頁		
			身 体 障 害 の 範 囲								知的障害の程度				精神障害者の程度							
			障害の程度	視	聴・平	音・言 そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性		内部	㊦	A	㊧	B	1級	2級			3級	
上肢	移動																					
医療・保健	重度心身障害者医療費助成		1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			所得制限あり。※精神➡自立支援（精神通院）受給者証所持者で通院に限る。	①・②	5	
	自 立 支 援 医 療 （育成医療）		全	○	○	○	○	○	○	○	○								施術により機能障害の軽減可能なもの。	①・②	5	
	自 立 支 援 医 療 （精神通院医療）															○	○	○		①・②	6	
手当・年金等	障害児福祉手当			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象は20歳未満。所得制限あり。 原則として、診断書による認定。 （障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	①・②	8	
	特別児童扶養手当 （1級・2級）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象は20歳未満。所得制限あり。 原則として、診断書による認定。 （障害の程度によっては、認定されない場合もあります。）	①・②	8	
	児童扶養手当		1級、 2級の一部	○	聴覚 ○		○	○	○	○	○		（子の 場合） ○	（子の 場合） ○		○	○	○	18歳到達年度末まで（一定以上の障害を有する児童は20歳未満）の児童を養育している場合。 所得制限あり。原則として、診断書による認定。	④	9	
	重症心身障害児福祉年金		1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					対象は20歳未満。	①・②	9	
	重度心身障害者介護手当		1 級、㊦					1	1			○							対象の障害を有する5歳以上20歳未満の児童を介護又は療育している場合。	①・②	9	
	心身障害者扶養共済		1級～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者の保護者が加入時に65歳未満であること。 掛金の減額制度がある。	①	10	
	小児慢性特定疾患交通費補助事業											小児							対象は18歳未満。 その他対象要件あり。一部所得制限あり。	④	11	
	腎臓機能障害通院交通費補助事業											腎臓							対象要件あり。一部所得制限あり。	①・②	11	
補装具・日常生活用具等	補装具・日常生活用具の給付			○	○	○	○	○	○	○	○	△	△						補助具は○印のみ。 日常生活用具は、○・△印を対象とする。 障害程度範囲等の要件あり。	①・②	12	
	盲導犬の給付		1級	1															資格審査あり。	広島県障害者社会参加推進センター ①	16	
	車いす等の貸出							○	○		○								在宅で福祉機器が必要な高齢者や障害のある人	三原市社会福祉協議会(0848)63-0570	29	
税・マル優制度	所得税、住民税算定上の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害の程度に応じ税額が減額。 住民税は、合計所得が135万円以下なら申告等により非課税。	所得税…税務署・勤務先 住民税… ⑤	17	
	相続税算定上の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害の程度・年齢に応じ税額が減額。	三原税務署 (0848)62-3131		
	自動車税、 自動車取得税の減免		本人が運転する場合	2～4	聴覚 2～3 平衡3	喉頭摘出 による音声3	1～2	1～6	1～3 5	1～2	1～6	1～3					○		軽自動車税については、市町により条件が異なる。	・軽自動車税…⑤ ・自動車税…広島県東部県税事務所 (尾道分室)(0848)-25-2011 ・自動車取得税 広島県東部県税事務所松永庁舎 (福山自動車検査登録事務所内) (084)-933-3171	18	
			同一生計者又は 常時介護者が運転する場合	1～4	聴覚 2～3 平衡3	喉頭摘出 による音声3	1～2	1～3	1～3	1～2	1～3	1～3	○	○			○					
	新マル優制度 （預貯金等利子非課税）		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一定の預貯金、公債（措置法適用分） （限度額各3 5 0万円）	取扱金融機関の営業所等で手帳呈示 （手帳に住所・氏名・生年月日の記載がない場合は住民票（写）等呈示）	19
運賃割引・NHK受信料の免除等	旅客運賃の割引	J R	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	写真付	写真付	写真付	1種（介護用） 2種（単独用片道100km超）	乗券券購入時に手帳を提示	20-22
		県内の旅客船	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1種（介護用） 2種（単独用片道100km超）	乗船券購入時に手帳を呈示 乗船運賃割引申込書を提出	
		バス・電車 アストラムライン	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1種（介護用） 2種（単独用）	手帳を呈示	
	県内のタクシー		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				広島県内の各タクシー協会に加盟する事業者の営業車に乗車した場合、メーター表示額の1割引。	手帳を呈示		
	障害者優待乗車証		身体（1種） 療盲/精神（全）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		①・②	23
	重度障害者タクシー券		身体（肢体不自由1級） 療盲○A/精神（1級）					1	1	1	1	1		○						対象のタクシーに乗車する際に使用できるタクシー券	①・②	23
	有料道路通行料金の割引		本人が運転する場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○								本人、又は家族の車等を本人（18歳以上）又は介護者が運転するとき。手帳に証明印必要	①・②	24
			介護者が運転する場合1種	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							
NHK放送受信料の減免		全免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同一住所の方が市町民税非課税	①・② 三原市福祉事務所等で証明が必要	
		半免	視聴覚障害 重度の身体(1・2級)知的・精神障害	○	聴覚 ○		1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	○	○			○			世帯主が障害を有し、かつ受信契者の場合。		
その他	県営住宅への入居 （一般世帯より当選率が高くなる）		1級～4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			所得制限等制限あり。	各地域の県営住宅指定管理者 ※指定管理者：県HPまたは県庁住宅室でご確認ください。	28	
	身体障害者世帯向け県営住宅		1級～4級					○	○		○								所得制限等条件あり。			
	生活福祉資金の貸付		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総合支援資金、更正資金、福祉資金、教育支援資金等	三原市社会福祉協議会 三原地域センター (0848)63-0570	28	
	コミュニケーション支援		意思疎通・情報取得の困難な人	○	○	○													手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・朗読テープ等の作成、★重度障害者入院時コミュニケーション支援	ボランティアセンター (0848)67-9339 ★は障害者福祉課 (0848) 67-6060	26-27	
	思いやり駐車場			1～4	平3・5		1・2	1～6	1～3・5	1・2	1～6	1～4	○	○			○			①・②・⑦	29	
	駐車禁止規制の適用除外			1～3、 4の1	聴覚 2～3 平衡3		1、 2の1 2の2	1～4	1～3	1～2 （一上肢のみに障害がある場合を除く）	1～4	1・3	○	○				○	歩行困難な人が現に使用中の車両（同乗する車両を含む）	三原警察署 代表(0848)67-0110	28	
	N T Tの無料番号案内			1～6			1～2		1～2	1～2	1～2		○	○	○	○	○	○	N T T西日本ふれあい案内担当 0120-104174	29		
携帯電話の基本使用料等割引		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各携帯電話会社	29	
障害児通所支援事業 障害福祉サービス等 各種サービス		全 （一部対象条件あり）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護保険優先 18歳以上は原則障害支援区分認定が必要です。	① ドリームキャッチャー (0848)63-3319 および、さ・ポート (0848)62-1736	25	
つどいの場 活動の場			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		詳細は各会、センター	27-28	

※各種援護の対象要件については、これに記載した以外にも要件があることがありますので、詳しくは窓口でおたずねください。 ※国内空港については、詳しくは各航空会社でおたずねください。

- ①…三原市障害者福祉課
(0848)67-6060
- ②…各支所地域振興課
本郷 (0848)86-1111 久井 (0847)32-7114 大和 (0847)33-0222
- ③…三原市市民課
(0848)67-6051
- ④…三原市子育て支援課
(0848)67-6045
- ⑤…三原市市民税課
住民税(0848)67-6031
軽自動車税(0848)67-6030
- ⑥…東部厚生環境事務所
代表(0848)25-2011
- ⑦…三原市社会福祉課
地域共生係(0848)67-6058
(0848)67-6060